

「ペットボトルは貴重な資源」の巻



マイナンバーカード 特設会場開設

令和7年度以降、マイナンバーカー ドの更新や、電子証明書の有効期限更 新のため来庁する人の増加が見込まれ ることから、4月から特設会場を開設 します。詳しくは市ホームページをご 覧ください。

場市役所1階会議室106

間総合窓口課住基・マイナ ンバー担当

m06-6992-1530



後期高齢者医療保険料の仮徴収

4月から新たに特別徴収(年金から 天引き)が開始される人に、後期高齢 者医療仮徴収額決定通知書を送付しま す。

新たに特別徴収(年金から天引き)が 開始される人は、前年度の2カ月分に 相当する保険料額がそれぞれ令和7年 4月・6月・8月に年金から天引きされま

また、現在、特別徴収(年金から天 引き)により保険料を納付している人 は、令和7年2月の保険料と同じ額が ぞれぞれ令和7年4月・6月・8月に年金 から天引きされます。

なお、令和7年度の後期高齢者医療 の保険料額は7月に決定するため、令 和7年10月・12月および令和8年2月 の徴収額については、仮徴収で年金か ら天引きした保険料額と調整したうえ で、7月に通知します。

ただし、次の要件のいずれかにあて はまる人は特別徴収になりません。

- ▽年金受給額が年額18万円未満
- ▽介護保険料が特別徴収されていない ▽介護保険料と後期高齢者医療保険料 の合計額が年金受給額の2分の1を 超えている
- 間保険課

事業所が移転しました

障がい者・高齢者交流会館の閉館に 伴い、下記の事業所が市役所庁舎へ移 転しました。移転に伴う電話番号およ びファクス番号の変更はありません。

守口市基幹相談支援センター・ 守口障害者生活支援事業所(みみ)

市役所3階南エリア (障がい福祉課横)

北河内西障害者就業・生活支援セン ター(わーくぷらす)

市役所3階北エリア(地域福祉課横)

障がい者自発的活動支援事業 (ほっこる)

市役所5階東側

間障がい福祉課

m06-6992-1630·1635

M06-6991-2494

chi.lg.jp



軽自動車税(種別割)

軽自動車税(種別割)は、その年の4 月1日現在で原動機付自転車(特定小 型原動機付自転車含む)、軽二輪・小型 二輪・小型特殊自動車・三輪以上の軽自 動車を所有または使用している人に対 して課税されます。

詳しくは、5月初旬に発送する納税 通知書を確認してください。

問課税課税政担当

m06-6992-1458

還付金詐欺に注意

保険課職員を名乗る者が「払い過ぎ た保険料や医療費を返金する|と口座 情報を聞き出す、「還付金があるため、 ATMで直接手続きを行ってほしい」 「今日でないと手続きができない」と銀 行やコンビニなどのATMに誘導し、 お金をだまし取ろうとする詐欺が多発 しています。

市では、還付金がある場合、皆さん に文書で通知を行っています。電話で、 銀行やコンビニなどのATMで手続き

をお願いすることは 絶対にありません。 このような不審な電 話には、絶対に応じ ないでください。

間保険課

後期高齢者医療制度の 人間ドック受診費用助成

後期高齢者医療制度の被保険者が人 間ドックを受診した場合、26,000円 を上限に、受診費用の一部を助成しま す(年度内1回)。

場市役所2階保険課窓口

対4月1日~翌年3月31日に人間ドッ クを受診した人

わかるもの、領収書、検査結果通知 書一式(コピー可)

間保険課

間大阪府後期高齢者医療広域連合・給 付課

固定資産税の減額措置 住宅バリアフリー改修による

新築された日から10年以上を経過 した住宅で、一定のバリアフリー改修 工事を行った場合(貸家住宅を除く)、 改修工事が完了した翌年度(1年間)に ついて、固定資産税を3分の1減額し ます。

≧減額対象の床面積は100㎡までで す。税制改正により内容に変更が生 じることがあります。詳しくは問い 合わせください。

対象要件

- ▽これまでバリアフリー改修における 固定資産税減額措置を受けていない ▽バリアフリー改修費用の自己負担額 が50万円以上
- ▽次のいずれかの改修工事を行っている ①廊下の拡幅
- ②階段のこう配を緩和
- ③浴室改良
- ④便所改良
- ⑤手すりの取り付け
- ⑥屋内の段差解消
- ⑦出入口の戸の改良(引き戸への取 り替えなど)
- ⑧床の材質の改良
- ▽次のいずれかの人が居住している
- ①65歳以上の人
- ②要介護認定または要支援認定を受 けている人
- ③障がい者手帳を交付されている人

手続き

バリアフリー改修工事完了日からお おむね3カ月以内に、住宅所有者が固 定資産税減額申請書に必要書類を添付 し、課税課資産税担当へ提出。

- 豊▽納税義務者の住民票の写し(市内 在住者は不要)
- ▽領収書の写しなど
- ▽工事明細書、設計書の写しなど ▽次のいずれかのうち該当するもの
- ①65歳以上の人が住んでいるこ とが確認できるもの(住民票な
- どの写し) ②要介護認定または要支援認定を 証する書類(介護保険の被保険 者証などの写し)
- ③障がい者手帳などの写し
- 問課税課資産税担当
- ■06−6992−1474

固定資産課税台帳の閲覧、 縦覧帳簿の縦覧

固定資産課税台帳の閲覧

納税義務者は、4月1日(火)から固 定資産課税台帳のうち自己の資産が記 載された部分について閲覧することが できます。また、借地人・借家人など も自己の使用または収益の対象となる 部分について閲覧することができます。 ¥手数料は6月2日(月)までは無料

縦覧帳簿の縦覧

納税義務者は、期間中市内に所有す る自己の土地や家屋の価格と他の土地 や家屋の価格を比較できるようにする ため縦覧帳簿を見ることができます。

職4月1日(火)~6月2日(月) 9:00~17:30(土・日、祝日除く)

閲覧・縦覧が可能な人

	覧	覧
納税者(共有者含む)	0	\circ
納税者と同居の家族	0	\bigcirc
納税管理人	\circ	\circ
借地人、借家人	0	×
委任状を持参の人	0	\circ

▽納税者(共有者含む)

閲覧または縦覧の申請者は、本人確 認ができるものが必要

▽納税者と同居の家族

納税者との関係が確認できるものが 必要

▽納税管理人

納税者が法人の場合は、法人の代表 者または受任者であることを証する もの(委任状など)が必要

▽借地人、借家人

賃貸借契約書など地上権そのほかの 権利の成立および有効性を証する書 類が必要

場閲覧・縦覧ともに市役所2階課税課 窓口

簡本人確認書類(運転免許証、健康保 険証など。顔写真付きのものは1点、 顔写真なしのものは2点必要)、前 年度の納税通知書

問課税課資産税担当

m06-6992-1474

お知らせ

市の組織が変わります

市では令和7年4月から組織の変更 を行います。

主な変更点は、以下のとおりです。

- ▽デジタルトランスフォーメーション (DX)を中心とする行財政改革を推 進するため、デジタル戦略課を[行 財政改革・DX推進課」に変更しまし た。
- ▽廃棄物対策課を廃止し、環境対策課 に統合しました。

問介画課

m06-6992-1407



ご存じですか 固定資産税•都市計画税

市外に転居したとき

固定資産税は、毎年1月1日(賦課期 日) 現在に、固定資産(土地・家屋・償却 資産)を所有している人に課税されま

市外に転出しても、市内に固定資産 を所有している場合は引き続き課税対 象となります。

ただし、海外への転勤などで家族全 員が国外に転出している場合には、あ らかじめ納税管理人(納税義務者本人 に代わり、書類の受領や提出、税金の 納付、還付金の受け取りなどの納税に 関する一切の手続きを行う人)を選定 し、課税課資産税担当まで申告してく ださい。納税通知書は海外まで送達で きないため、やむをえず公示送達(市 役所の掲示場に一定期間公示すること で、書類が送達されたものとみなされ |る制度)を行うことがあります。納税 管理人は必ず選定するようにしてくだ さい。

また、帰国により納税義務者本人が 納税可能になった場合は、すみやかに 納税管理人の取り消しを申告してくだ さい。

問課税課資産税担当

106-6992-1474